

新監査公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 26 日

新潟市監査委員	貝 瀬	壽 夫
同	宮 本	裕 将
同	水 澤	仁
同	小 泉	仲 之

# 監査結果の報告

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

秘書課，南区役所，議会事務局，人事委員会事務局，水道局

## 第3 監査の範囲

平成28年4月～平成28年8月末までの財務等に関する事務

## 第4 監査の実施時期

平成28年9月1日～平成28年12月26日

## 第5 監査の方法

財務に関する事務が，法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし，事務事業の経済性，効率性，有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては，関係書類等を調査するとともに，関係職員から説明を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

### 1 収入事務

収入に係る手続き及び時期は適正か。

### 2 支出事務

違法，不当または不経済な支出はないか。

### 3 契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

### 4 財産管理事務

公有財産，現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

### 5 その他

事務の執行において，経済性，効率性，有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか，また事業目的は達成されているか。

## 第6 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

### 1 指摘事項

#### (1) 財産管理事務において、改善及び検討を求めるもの

(水道局総務部総務課)

地方公営企業は独立採算を基本原則とし、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

松浜配水場計画地 3,725 m<sup>2</sup>は、松浜町、濁川地区等の新潟市北部地域の給水状況を改善するため、昭和 44 年の給水区域拡張事業の開始に伴う松浜配水場整備計画に基づき、昭和 46 年 12 月に用地を取得したものである。その後、昭和 54 年の給水区域見直しにより、松浜配水場整備計画は中止となり、現在に至るまで水道事業としては未利用地となっている。昭和 61 年以降は、「桜ヶ丘こども広場」として、市長部局へ無償で行政財産目的外使用許可が行われ、隣接する「あかしあ公園」(都市計画公園 3,401 m<sup>2</sup>) と一体的に利用されている。

近年、給水収益が減少傾向にある中、厳しい経営環境にある本市の水道事業においては、遊休資産の有効活用が喫緊の課題となっている。当該用地は、これまで 30 年間にわたり「あかしあ公園」と一体利用されており、松浜配水場整備計画が中止となったことから、水道事業としての活用は見込まれない資産である。こうした資産については、有償譲渡などの方法により、収益確保に向けた積極的な取り組みが必要である。当該資産の再評価を行った上で、市長部局への有償譲渡等について、早急に協議を進められたい。

【有効性】

#### ○地方公営企業法

(経営の基本原則)

第 3 条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

## (2) 契約事務において、不適切な事務処理が行われていたもの

(水道局総務部経理課)

建設工事においては、工事中止を含め、工期変更を行う場合、建設業法第 19 条第 2 項により、発注者及び受注者は、原則として工期変更に係る工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないと定められている。しかし、水道局においては、工期延長通知・一時中止通知等は当初工期内に行われ双方の合意形成がなされてはいたが、多くは当初工期内に工期変更協議書を取り交わすなどの法定の手続きを行っていなかった。

水道局では、定期監査実施前に、本件に係る問題を認識してはいたものの未だ改善はなされておらず、また、工事中止に伴う工期延長についても、同様の問題が生じることを今回の定期監査においてはじめて認識した状態であった。

これらは書面上において契約の責任の所在が不明確になりかねず、契約事務としては不適切である。今後は、本件について、速やかに改善するとともに、市長部局との定期的な連絡会議を有効活用したうえで、水道局における契約事務の制度主管課として、契約事務に係る手続きの検証・見直しを行い、建設業法等法令を遵守した適正な契約事務の執行に努められたい。

【合規性】

### ○建設業法

(建設工事の請負契約の内容)

第 19 条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

### ○工事請負契約約款 (水道局)

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 22 条第 1 項に規定する場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## 2 その他（軽微な事務処理誤り等）

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 32 件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

### （1）収入事務に関すること（計 2 件）

- ・事前に徴収すべき施設使用料を事後に徴収していたもの

### （2）現金取扱事務に関すること（計 2 件）

- ・実費徴収した切手代相当額の現金を歳入していなかったもの
- ・つり銭準備金の管理が不適切であったもの

### （3）支出事務に関すること（計 10 件）

- ・時間外勤務手当，特殊勤務手当の支給誤り

### （4）契約事務に関すること（計 6 件）

- ・委託契約における専決区分誤り
- ・経費執行伺書の決裁を得ずに契約を締結していたもの

### （5）指定管理に関すること（計 1 件）

- ・基本協定書への業務仕様書の添付漏れ

### （6）補助金・負担金に関すること（計 3 件）

- ・市が事務局を担う任意団体において，収入帳票を作成していなかったもの

### （7）財産管理事務に関すること（計 8 件）

- ・行政財産使用許可にかかる自動販売機の光熱水費の徴収漏れ
- ・市有財産使用貸借契約の更新をしていなかったもの